

第28回「農業委員会だより」全国コンクール実施要領

令和3年4月
一般社団法人全国農業会議所

1. 目的

農業委員会法には「農地利用の最適化」の実現に向けて、「農業一般に関する調査及び情報の提供」（情報提供活動）が農業委員会の業務として位置づけられており、農業に関する国・地方自治体の各種制度や施策の紹介・解説などの情報提供や農業委員会の取り組み情報などの積極的な提供が求められています。

農地利用の最適化を加速化するためには、こうした農業委員会の取り組みを農家はじめ地域住民に「見える化」し、理解と協力が重要となります。

そこで、「農業委員会だより」の発行や市町村広報の誌面活用によって地域に密着した情報提供活動に顕著な功績を有する農業委員会を表彰する第28回「農業委員会だより」全国コンクールを実施します。

2. 実施主体

主 催 一般社団法人全国農業会議所 全国農業新聞
後 援 都道府県農業会議 全国農業新聞都道府県支局

3. 応募要領等

(1) 対象広報誌

農業委員会が独自に発行する広報誌「農業委員会だより」等、または農業委員会が市町村広報誌の中でページを確保して発行している「農業委員会だより」等を審査対象とし、**令和3年1月から令和3年12月までの1年間に発行**されたものとしします。

(2) 応募方法

47都道府県支局で、下記の審査基準を参考に**代表1誌**を選考し、様式1の申込書により**令和3年12月6日（月）までに20部（年間複数回発行の場合は各20部）**を添えて新聞業務部宛に送付してください。

なお、市町村農業委員会から各都道府県支局への応募は様式2の申込書に記入のうえ、広報誌を添えて応募してください。

注) 12月号発行が応募締切日(12月6日)以降の場合には、12月号以前の広報誌を申込書と併せて事務局宛締切日までに送付することとし、発行後速やかに12月号を提出してください。

(3) 審査方法

審査は47支局で選考のうえ代表となった広報誌の中から、次の委員で構成する審査委員会で審査を行います。

- ①全国農業新聞に協力を得ているジャーナリスト等審査委員
- ②全国農業会議所事務局審査委員

(4) 審査基準

①発行体制

- ア. 年間の発行回数
- イ. 農家への配布率及び配布方法
- ウ. 編集体制（編集会議開催の有無、農業委員の参画・執筆割合）

②広報活動

- ア. インターネットへの誘導を行っているか。
- イ. 「農業委員会だより」等の制作・発行を通して農業者等からの意見や問い合わせなど反響があったか。
- ウ. こうした反響をもとに更なる農業委員会活動の強化につながったか。

③編集内容

1) 一般的な内容

- ア) 情報伝達に限定されず、広報誌として訴えや主張があるか。
- イ) 地域に密着した内容や親しみの持てる誌面か。
- ウ) 独自の企画や内容があるか。

2) 農業委員会だよりにふさわしい内容（詳細は別紙）

- ア) 農業委員会からのお知らせがわかりやすく掲載されているか。
- イ) 農業委員会の活動報告がわかりやすく掲載されているか。
- ウ) 地域農業情報（農家紹介等含む）が掲載されているか。

3) 記事の書き方

- ア) 読みやすく分かりやすい記事か。
- イ) 掘り下げた内容になっているか。

4) 誌面内容

- ア) 分かりやすい見出しやレイアウトの工夫がされているか。
- イ) 写真やカットが効果的に使われているか。

(5) 表彰

審査結果に基づき、以下の表彰状と副賞を授与します。

- | | | |
|------------|---------------|-------|
| ①最優秀賞 | 1点 | (5万円) |
| ②優秀賞 | 2点以内 | (3万円) |
| ③全国農業新聞特別賞 | 6点程度 | (1万円) |
| ④全国農業新聞賞 | 上記以外の応募誌（記念品） | |

なお、過去第25～27回のコンクールにおいて①～③の賞を受賞した農業委員会は、今回は応募できません。

ただし、過去第25～27回のコンクールにおいて①～③の賞を受賞した場合であっても、市町村合併があった農業委員会は応募できることとします。

(6) その他

上位入賞誌及び優れた企画、記事、写真等については本会ホームページに掲載する「農業委員会だより全国コンクール入選集」に掲載するほか、全国農業新聞でも特集記事として紹介しますので、上位入賞の委員会には、改めてPDFファイルの提出をお願いします。

なお、表彰状などの伝達方法については、審査結果公表時までには確定し、公表します。

【別紙】

「農業委員会だよりにふさわしい内容」の審査項目と審査基準について

平成28年4月の法律改正で第37条（情報の公表）が新設され、「農業委員会は農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされました。

これにより農業委員会だよりの果たす役割は、従来の第6条第3項における「情報の提供」に加えて、「情報の公表」の観点も重要となったことを踏まえ、下記3つの内容がバランス良く編集掲載されていること（発行回数と総頁数を考慮）を新たに審査項目に追加する。特にア、イの内容は必須とします。

ア. 農業委員会からのお知らせ

農業委員会業務を遂行する上で農業者等に周知しなければならない事項が掲載されているか否か。例えば、事業計画（数値が示されていたら、なお可）、総会開催日（申請書締切日）、農業委員・農地利用最適化推進委員の名簿と担当区域、農地パトロール実施日、農地利用意向行調査の実施のお知らせ、各種申請の方法や様式、その他およそ農業委員会が取りまねばならない業務・事業について分かりやすく掲載されているか。

イ. 農業委員会活動報告

事業報告（数値が示されていたら、なお可）、農地利用状況踏査（農地パトロール）、農地利用意向調査の実施、人・農地プラン等、地域農業者との話し合い活動の実施、農業委員会が主体的に取り組んだ担い手等への農地集積の取り組み、遊休農地解消の取組及び新規就農の取り組み事例等、農業委員会が取り組んだことについて分かりやすく伝えられているか否か。視察、会議・研修等参加記事は単純な報告記事ではなく、視察の目的や、視察、会議・研修等に参加しての気づきやそれを踏まえた業務への反映点等がわかる記事の評価することとする。

ウ. 地域農業情報

農家紹介記事（新規就農、女性農業者、農業法人、集落営農等々農業者の紹介記事）、農業委員の主張、その他地域の農業情報（農業委員が関与していないもの。農業委員が関与している場合は「イ. 農業委員会活動報告」に掲載されたとみなす）等についての掲載。

